

平成 28 年熊本地震等に伴う 雇用保険失業給付の特例措置について

1 ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

地震等の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）。

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。

※ やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

2 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで失業給付の手続きをすることができます。

※ 受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。

3 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

地震の時点で熊本県内の事業所で勤務していた方について、①災害により休業した場合、②災害により一時的に離職した場合に雇用保険の失業給付を受給できる特例措置があります。

① 熊本県内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくとも、失業給付を受給できます。

② 熊本県内の事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

○ 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。

○ 給付制限を受けている方（退職理由が自己都合の方など）は、給付制限の短縮（3ヶ月→1ヶ月）により、給付開始時期が早まります。

○ 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者休業票」（①の場合）又は「雇用保険被保険者離職票」（②の場合）、身分証明書（運転免許証など）、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真（縦3cm×横2.5cm）が必要です（ただし、受給手続きに必要なこれらの確認書類がない場合でも手続きを行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。）。

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークや労働局にご相談ください。

岡山労働局及びハローワーク（公共職業安定所）一覧

労働局・ハローワーク	所 在 地	電 話 番 号
岡山労働局職業安定部 職業安定課	〒700-0907 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階	086-801-5104
ハローワーク岡山 (岡山公共職業安定所)	〒700-0971 岡山市北区野田1-1-20	086-241-3222
ハローワーク津山 (津山公共職業安定所)	〒708-8609 津山市山下9-6	0868-22-8341
ハローワーク美作 (津山公共職業安定所美作出張所)	〒707-0041 美作市林野67-2	0868-72-1351
ハローワーク倉敷中央 (倉敷中央公共職業安定所)	〒710-0834 倉敷市笹沖1378-1	086-424-3333
ハローワーク総社 (倉敷中央公共職業安定所総社出張所)	〒719-1131 総社市中央3-15-111	0866-92-6001
ハローワーク児島 (倉敷中央公共職業安定所児島出張所)	〒711-0912 倉敷市児島小川町3672-16	086-473-2411
ハローワーク玉野 (玉野公共職業安定所)	〒706-0002 玉野市築港2-23-12	0863-31-1555
ハローワーク和気 (和気公共職業安定所)	〒709-0451 和気郡和気町和気481-10	0869-93-1191
ハローワーク備前 (和気公共職業安定所備前出張所)	〒705-0022 備前市東片上227	0869-64-2340
ハローワーク高梁 (高梁公共職業安定所)	〒716-0047 高梁市段町1004-13	0866-22-2291
ハローワーク新見 (高梁公共職業安定所新見出張所)	〒718-0003 新見市高尾2379-1	0867-72-3151
ハローワーク笠岡 (笠岡公共職業安定所)	〒714-0081 笠岡市笠岡5891	0865-62-2147
ハローワーク西大寺 (西大寺公共職業安定所)	〒704-8103 岡山市東区河本町325-4	086-942-3212